

富山大学高岡キャンパスエックス線装置放射線障害防止規程

令和6年12月16日制定

(目的)

第1条 この規程は、電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。)に基づき、富山大学高岡キャンパス(以下「高岡キャンパス」という。)における波高値による定格管電圧が1,000キロボルト未満のエックス線を発生する装置(以下「エックス線装置」という。)の取扱いに関し必要な事項を定め、もってエックス線装置に係る放射線障害を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、高岡キャンパスにおいてエックス線装置の取扱等業務に従事する者すべてに適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務従事者 第14条第3項に規定する管理区域のエックス線装置の取扱等業務に従事する者で、学長がエックス線業務従事者として承認したものをいう。
- (2) 取扱者 第14条第2項に規定する管理区域のエックス線装置の取扱等業務に従事する者で、学長がエックス線取扱者として承認したものをいう。
- (3) 一時立入者 業務従事者以外の者で、見学等で一時的に第14条第3項に規定する管理区域に立ち入るものをいう。

(遵守等の義務)

第4条 業務従事者、取扱者及び一時立入者は、第9条に規定するエックス線管理責任者(以下「管理責任者」という。)がエックス線装置に係る放射線障害の防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

2 学長は、第7条による放射線安全委員会が行う勧告を尊重しなければならない。

3 学長は、第8条による五福・高岡キャンパス放射線管理委員会がこの規程に基づいて行う答申又は具申を尊重しなければならない。

(組織)

第5条 高岡キャンパスにおけるエックス線装置に係る放射線障害の防止に関する組織は、別図1のとおりとする。

(総括等)

第6条 学長は、国立大学法人富山大学(以下「本学」という。)における放射線障害の防止に関する業務を総括する。

2 学長は、エックス線装置に係る放射線障害の防止に関する業務を担当の理事又は特命理事(以下「理事」という。)に管理させる。

- 3 理事は、エックス線装置に係る放射線障害の防止に関する業務を当該装置の管理責任者に処理させる。

(安全委員会)

第7条 本学における放射線障害の防止に関する基本方針及び重要事項の審議並びにその適正な実施については、国立大学法人富山大学放射線安全委員会規則第1条に定める放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）が行う。

(管理委員会)

第8条 高岡キャンパスにおけるエックス線装置に係る放射線障害の防止に関する事項についての審議及びその実施に関する指導及び助言については、富山大学五福・高岡キャンパス放射線管理委員会規則第1条に定める五福・高岡キャンパス放射線管理委員会（以下「管理委員会」という。）が行う。

(作業主任者)

第9条 部局等の長は、エックス線装置に係る放射線障害の防止について必要な管理を行わせるため、第14条第3項に規定する管理区域ごとに、エックス線作業主任者免許を有する者のうちから、エックス線作業主任者（以下「作業主任者」という。）を選任しなければならない。

2 作業主任者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 第14条第1項に規定する標識が適切に掲示されるよう措置すること。
- (2) 電離則第10条第1項に定める照射筒又はしぼり又は同第11条に定めるろ過板が適切に使用されるよう措置すること。
- (3) 電離則第12条各号又は同第13条各号に掲げる措置を講ずること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、業務従事者が受ける被ばく線量ができるだけ少なくなるように照射条件等を調整すること。
- (5) 第17条の措置がその規定に適合して講じられているかどうかについて点検すること。
- (6) エックス線の照射開始前及び照射中、第18条第1項の場所に人が立ち入っていないことを確認すること。

3 部局等の長は、作業主任者を選任したときは、第14条第3項に規定する管理区域内の見やすい場所に、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項について掲示し、当該区域に立ち入る者に周知させなければならない。

(管理責任者)

第10条 部局等の長は、エックス線装置に係る放射線障害の防止について必要な指導監督を行わせるため、当該装置ごとに管理責任者を定めなければならない。

2 管理責任者は、エックス線装置を有する講座等の長とする。

3 管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) エックス線装置の取扱等業務に関する指示
- (2) エックス線装置に係る防護措置の実施及び管理状況の確認
- (3) 電離則及びこの規程の周知
- (4) 事故、危険又はそのおそれのある場合の対策及び措置の指導
- (5) その他エックス線装置に係る放射線障害の防止に関する事項

(業務従事者)

第 11 条 第 14 条第 3 項に規定する管理区域のエキスを線装置の取扱等業務に従事する者は、エキスを線業務従事者登録申請書（別紙様式第 1 号）により当該装置の管理責任者に登録の申請をしなければならない。

2 前項の申請をした者は、次の各号に定める項目について、受講及び受診しなければならない。

（1）第 25 条に規定する教育及び訓練

（2）第 26 条に規定する健康診断

3 管理責任者は、前項第 1 号の教育及び訓練を修了した者であって、かつ、同項第 2 号の健康診断の結果において可とされた者について、作業主任者の同意の下に部局等の長が承認した上で業務従事者として登録する。

4 前項の登録は、年度ごとに行うものとし更新を妨げない。

（取扱者）

第 12 条 第 14 条第 2 項に規定する管理区域のエキスを線装置の取扱等業務に従事する者は、エキスを線取扱者登録申請書（別紙様式第 2 号）により当該装置の管理責任者に登録の申請をしなければならない。

2 前項の申請をした者は、第 25 条に規定する教育及び訓練を受講しなければならない。

3 管理責任者は、第 25 条に規定する教育及び訓練を修了した者について、部局等の長が承認した上で取扱者として登録する。

4 前項の登録は、年度ごとに行うものとし更新を妨げない。

（産業医）

第 13 条 高岡キャンパスに、業務従事者の健康診断及び保健指導を行うため、産業医を置く。

2 産業医は、国立大学法人富山大学安全衛生管理規則第 10 条に定める産業医をもって充てる。

（管理区域）

第 14 条 部局等の長は、エキスを線装置に係る放射線障害の防止のため、外部放射線による実効線量が 3 月間につき 1.3 ミリシーベルトを超えるおそれのある場所を管理区域として指定し、当該区域を標識により明示しなければならない。

2 前項の管理区域を指定するにあたっては、次の各号に掲げる構造をすべて有しているエキスを線装置で、かつ、その構造をすべて保持した上で当該装置の取扱等業務に従事する場合は、当該装置の内部を管理区域とする。

（1）装置の外側表面における外部放射線による実効線量が 3 月間につき 1.3 ミリシーベルトを超えないようにしゃへいされたエキスを線照射ボックスを有している構造であること。

（2）エキスを線照射ボックスの扉が閉じられた状態でなければエキスを線が照射されないようなインターロックを有している構造であること。

（3）前号のインターロックを容易に解除することができない構造であること。

3 前項各号の一に該当しないエキスを線装置又は前項各号をすべて保持した上で当該装置の取扱等業務に従事できない場合は、当該装置の外側を管理区域とする。

4 管理責任者は、次の各号に定める者以外の者を前項に規定する管理区域に立ち入らせてはならない。

（1）業務従事者として第 11 条に基づき登録された者

（2）見学等で一時立入者として管理責任者が認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

第 15 条 前条第 3 項に規定する管理区域（以下この条、第 23 条及び第 24 条において「管理区域」という。）に立ち入る者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること。
 - (2) 取扱等業務に従事するときは、所定の様式により必要事項を記入すること。
 - (3) 個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。
 - (4) 管理区域に立ち入る者は、管理責任者及び作業主任者がエックス線装置に係る放射線障害を防止するために行う指示、その他エックス線装置の保安を確保するための指示に従うこと。
- 2 管理責任者は、管理区域内の見やすい場所に、個人被ばく線量計の装着に関する注意事項、事故が発生した場合の応急措置等エックス線装置に係る放射線障害の防止に必要な事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

(エックス線装置室)

第 16 条 学長は、エックス線装置を設置するときは、専用の室（以下「エックス線装置室」という。）を設け、その室内に設置しなければならない。ただし、装置の外側表面における外部放射線による 1 センチメートル線量当量率が 20 マイクロシーベルト毎時を超えないようにしゃへいされた構造のエックス線装置を設置する場合には、この限りでない。

- 2 学長は、エックス線装置室について、しゃへい壁その他のしゃへい物を設け、人が常時立ち入る場所における外部放射線による実効線量を 1 週間に付き 1 ミリシーベルト以下にしなければならない。
- 3 学長は、エックス線装置室の入口に、その旨を明記した標識を掲げなければならない。
- 4 第 14 条第 4 項の規定は、エックス線装置室について準用する。

(警報装置等)

第 17 条 管理責任者は、エックス線装置に電力が供給されている場合には、その旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置は、波高値による定格管電圧が 150 キロボルト以下のエックス線装置を使用するときを除き、自動警報装置によらなければならない。

(立入禁止)

第 18 条 管理責任者は、第 16 条第 1 項ただし書に規定するエックス線装置を使用するときは、エックス線の照射中、そのエックス管の焦点及び被照射体から 5 メートル以内の場所（外部放射線による実効線量が 1 週間に付き 1 ミリシーベルト以下の場所を除く。）への立ち入りを禁止しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項の規定により立ち入りが禁止されている場所を標識により明示しなければならない。

(標識の掲示)

第 19 条 管理責任者は、エックス線装置の定格出力、型式、製造者及び製造年月を明記した標識を、当該装置又はその附近の場所に掲げなければならない。

(定期点検)

第 20 条 部局等の長は、管理責任者に対し、別表 1 に掲げる項目について、定期的にエックス線

装置の点検を行わせるものとする。

- 2 前項の点検は、エックス線装置の設置（設置場所を変更した場合も含む。）又は改造、修理等を行った場合に当該装置を初めて使用するとき及びその後1年を超えない期間ごとに1回行うものとする。
- 3 管理責任者は、第1項の点検を終えたときは、次に定める項目について記録し、点検後3年間保存するとともに、点検の都度その結果を部局等の長に報告しなければならない。
 - （1）エックス線装置の点検の実施年月日、結果及びこれに伴う措置の内容
 - （2）点検を行った者の氏名

（計画の届出等）

第21条 エックス線装置を設置、変更又は廃止を計画しようとする場合は、学長の承認を受けなければならない。

- 2 学長は、前項の承認を行う場合には、管理委員会に諮問するものとする。
- 3 学長は、前項の審査の結果に基づき承認した場合、所定の様式により当該装置に関する事項を速やかに高岡労働基準監督署長に届け出なければならない。

（エックス線装置の取扱）

第22条 エックス線装置の取扱等業務に従事する者は、当該装置の管理責任者の管理の下に、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）経験の少ない業務従事者又は取扱者は、単独で操作しないこと。
- （2）業務従事者は、個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。
- （3）しゃへい壁その他のしゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
- （4）エックス線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
- （5）エックス線を照射中に故障その他異常が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに照射を中止し、管理責任者に連絡してその指示に従うこと。

（放射線の量の測定）

第23条 管理責任者は、管理区域について、6月を超えない期間ごとに1回、定期的に放射線の量の測定を行い、その結果について評価し記録しなければならない。

- 2 前項の測定は、原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について、放射線測定器を使用して行わなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合には、計算により算出することができる。
- 3 管理責任者は、前項の測定の結果に異常を認めたときは、直ちに立入制限、原因の調査、原因の除去等の必要な措置を講じ、講じた措置が適切であることを測定により確認しなければならない。
- 4 管理責任者は、前2項の測定の結果を測定の都度次の各号に定める項目について記録し、これを見やすい場所に掲示する等の方法によって管理区域に立ち入る者に周知させるとともに、5年間保存しなければならない。
 - （1）測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあっては、測定年月日）
 - （2）測定方法
 - （3）放射線測定器の種類、型式及び性能
 - （4）測定箇所
 - （5）測定条件

(6) 測定結果

(7) 測定を実施した者の氏名（測定を行った者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）

(8) 測定結果に基づいて実施した措置の概要

（個人被ばく線量の測定）

第 24 条 部局等の長は、管理区域に立ち入る者に対し、外部被ばくによる線量の測定について、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

(1) 胸部（女子（妊娠する可能性がないと診断された者を除く。以下同じ。）にあっては腹部）について、1 センチメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量を測定すること。

(2) 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分（女子にあっては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合は、前号のほか、当該部分についても測定すること。

(3) 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合は、第 1 号及び第 2 号のほか、当該部位について、70 マイクロメートル線量当量を測定すること。

(4) 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、第 1 号から第 3 号までの測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位について 3 ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。

(5) 前 4 号の測定は、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することとする。

(6) 測定は、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者として管理責任者が認めた者については、外部被ばくによる線量が 100 マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。

2 前項の測定の結果については、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間、4 月 1 日を始期とする 1 年間並びに女子にあっては毎月 1 日を始期とする 1 月間について、当該期間ごとに集計し、集計の都度次の各号に定める項目について記録しなければならない。

(1) 測定対象者の氏名

(2) 測定をした者の氏名（測定を行った者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）

(3) 放射線測定器の種類及び型式

(4) 測定方法

(5) 測定部位及び測定結果

3 前項の測定結果から、実効線量及び等価線量を 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間、4 月 1 日を始期とする 1 年間並びに女子にあっては毎月 1 日を始期とする 1 月間について、当該期間ごとに算定し、算定の都度次の各号に定める項目について記録しなければならない。

(1) 算定年月日

(2) 対象者の氏名

(3) 算定した者の氏名

(4) 算定対象期間

(5) 実効線量

(6) 等価線量及び組織名

- 4 前項の実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間）の累積実効線量を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度次の各号に定める項目について記録しなければならない。

- (1) 集計年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 集計した者の氏名
- (4) 集計対象期間
- (5) 累積実効線量

- 5 部局等の長は、前3項の記録を30年間保存するとともに、記録の都度その写しを管理委員会、作業主任者及び本人に送付しなければならない。

(教育及び訓練)

第25条 部局等の長は、業務従事者及び取扱者が取扱等業務を開始する前に、これらの者に対し、エックス線装置の取扱い等について必要な教育及び訓練を行わなければならない。

- 2 前項の教育及び訓練の項目及び時間数は、次の表のとおりとする。

項 目	業務従事者	取扱者
透過写真の撮影の作業の方法	1時間30分以上	必要時間
エックス線装置の構造及び取扱いの方法	1時間30分以上	必要時間
放射線の人体に与える影響	30分以上	必要時間
労働安全衛生法関係法令	1時間以上	必要時間
その他管理委員会が必要と認める事項	必要時間	必要時間

- 3 第1項の規定にかかわらず、前項に掲げる項目の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると管理委員会が認めた者に対しては、当該項目についての教育及び訓練を省略することができる。

- 4 管理責任者又は作業主任者は、一時立入者に対し、エックス線装置に係る放射線の防止に必要な教育を実施しなければならない。

- 5 部局等の長は、業務従事者又は取扱者が第2項の教育及び訓練を修了したときは、次の各号に定める項目について記録し、3年間保存しなければならない。

- (1) 教育及び訓練の実施年月日及び項目
- (2) 教育及び訓練を受けた者の氏名

(健康診断)

第26条 学長は、業務従事者に対し、次の各号に定める健康診断を実施しなければならない。

- (1) 健康診断の検査の項目は、次のとおりとする。

イ 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項）の調査及び評価

- ロ 末しょう血液中の白血球数及び白血球百分率の検査
- ハ 末しょう血液中の赤血球数の検査及び血色素量又はヘマクリット値の検査
- ニ 皮膚の検査
- ホ 白内障に関する眼の検査

(2) 実施時期は、次のとおりとする。

イ 業務従事者として取扱等業務を開始する前

ロ 業務従事者として取扱等業務を開始した後にあつては、6月を超えない期間ごとに1回以上

(3) 前2号の規定にかかわらず、前号イに係る健康診断にあつては、取扱等業務の内容に応じて第1号ホの項目を省略することができ、前号ロに係る健康診断にあつては、前年度の実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ、当該年度の実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれがない業務従事者については、管理委員会が認め、かつ、産業医が必要と認めるときに限り、第1号ロからホまでの項目の全部又は一部を行うこととする。

(4) 前号の規定にかかわらず、前年度の実効線量が5ミリシーベルトを超え、又は当該年度の実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれがある業務従事者については、第1号ロからホまでの項目の健康診断を行わなければならない。ただし、管理委員会が認め、かつ、産業医が必要でないと認めるときは、第1号ロからホまでの項目の全部又は一部を省略することができる。

- 2 学長は、前項の規定にかかわらず、業務従事者又は取扱者の実効線量又は等価線量が別表2に掲げる限度を超え、又は超えるおそれのある場合は、直ちにその者に対して健康診断を行わなければならない。
- 3 学長は、健康診断の結果に基づき、電離則第57条に定める電離放射線健康診断個人票を作成し、これを30年間保存するとともに、作成の都度その写しを本人に送付しなければならない。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第27条 部局等の長は、業務従事者又は取扱者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、管理責任者及び産業医と協議の上、その原因を調査しその程度に応じ、取扱等業務の短縮、取扱等業務の禁止、配置転換等健康の保持等に必要な措置を学長に勧告しなければならない。

- 2 前項の勧告があつた場合には、学長は、適切な措置を講じなければならない。

(緊急時の措置)

第28条 エックス線装置に係る放射線の事故及び危険が生じ、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、次の各号に定めるところにより措置しなければならない。

(1) 緊急事態を発見した者は、直ちにエックス線装置の電源を遮断するとともに、速やかに管理責任者及び作業主任者に連絡すること。

(2) 放射線障害を受け、又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させること。

(3) 業務従事者又は取扱者は、放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、速やかに管理責任者及び作業主任者を経て、部局等の長に報告すること。

(4) その他放射線障害の防止のための必要な措置を講ずること。

- 2 部局等の長は、前項第2号又は第3号に該当する者に対し、直ちに医師の診察又は処置を受けさせなければならない。
- 3 部局等の長は、事態の状況及び講じた措置について、直ちに理事を経て、学長に報告しなければ

ばならない。

4 前項の報告を受けた学長は、直ちに安全委員会を招集し、必要な措置を講じなければならない。

(報告)

第 29 条 学長は、次の各号に掲げる事態が生じたときは、その旨を速やかに、高岡労働基準監督署長及びその他関係機関の長に報告しなければならない。

- (1) エックス線装置に係る放射線の事故及び危険が生じたとき。
- (2) 実効線量又は等価線量が別表 2 に掲げる限度を超え、又は超えるおそれのあるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、不測の事態が生じたとき。

(健康診断結果報告)

第 30 条 学長は、第 26 条第 1 項に規定する健康診断を実施したときは、遅滞なく、電離則第 58 条に定める電離放射線健康診断結果報告書を高岡労働基準監督署長に提出しなければならない。

(他の規則との関連)

第 31 条 エックス線装置の取扱いに係る保安については、この規程に定めるもののほか、次の各号に掲げる規則その他保安に関する規則の定めるところによる。

- (1) 国立大学法人富山大学安全衛生管理規則
- (2) 国立大学法人富山大学高岡団地自家用電気工作物保安規程
- (3) 国立大学法人富山大学防火管理規則

(雑則)

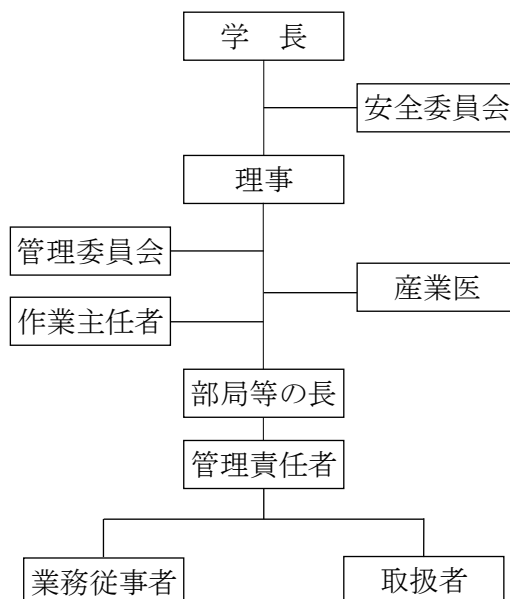
第 32 条 この規程の実施に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 12 月 16 日から施行する。

別図 1（第 5 条関係）

富山大学高岡キャンパスにおける
エックス線装置に係る放射線障害の防止に関する組織



別表 1（第20条関係）

エックス線装置の定期点検の項目

項	目
エックス線装置の異常又は損傷の有無	
防護措置の適否	
エックス線装置室の適否	
漏えい放射線の有無及びその 1 センチメートル線量当量又は 1 センチメートル線量当量率	

別表 2（第26条関係）

実効線量及び等価線量の限度

区 分	限 度
実効線量	イ 平成13年 4 月 1 日以降 5 年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト ロ 4 月 1 日を始期とする 1 年間につき50ミリシーベルト ハ 女子（妊娠する可能性がないと診断された者及びニに定める者を除く。）については、イ及びロに定める限度のほか、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間につき 5 ミリシーベルト ニ 妊娠中である女子については、イ及びロに定める限度のほか、妊娠と診断されたときから出産までの間につき、内部被ばくについて 1 ミリシーベルト
等価線量	イ 眼の水晶体については、4 月 1 日を始期とする 1 年間につき50ミリシーベルト及び令和 3 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト ロ 皮膚については、4 月 1 日を始期とする 1 年間につき500ミリシーベルト ハ 妊娠中である女子の腹部表面については、妊娠と診断されたときから出産までの間につき 2 ミリシーベルト

別紙様式第 1 号

エックス線業務従事者登録申請書

年 月 日

エックス線管理責任者

殿

所 属

職名又は身分

氏 名

富山大学高岡キャンパスエックス線装置放射線障害防止規程第11条第 1 項の規定に基づき、エックス線業務従事者として登録を申請します。

記

1 取扱等業務に従事するエックス線装置

(1) 種類・型式・定格出力

(2) 設置場所

2 取扱等業務の内容

3 教育及び訓練受講の有無

有 (受講日: 年 月 日)

無

4 健康診断受診の有無

有 (受診日: 年 月 日)

無

別紙様式第2号

エックス線取扱者登録申請書

年 月 日

エックス線管理責任者

殿

所 属

職名又は身分

氏 名

富山大学高岡キャンパスエックス線装置放射線障害防止規程第12条第1項の規定に基づき、エックス線取扱者として登録を申請します。

記

1 エックス線装置等業務に従事するエックス線装置

(1) 種類・型式・定格出力

(2) 設置場所

2 エックス線装置等業務の内容

3 教育及び訓練受講の有無

有 (受講日: 年 月 日)

無